資料D

別添Ⅲ　２　工事の方法（金属キャスク）（案）（抜粋）

３．　工事上の留意事項（以下のａ項～ｈ項については，前回申請の「別添Ⅲ　１　工事の方法（金属キャスク以外の設備）　３．工事上の留意事項」に同じ。）

使用済燃料貯蔵施設の設置における工事の実施に当たっては，保安規定及び労働安全衛生法等を遵守するとともに，従事者及び公衆の安全確保等の観点から，以下に留意し工事を進める。

（中略）

ｉ．搬入する金属キャスクは，原子炉等規制法第五十九条に基づく承認を受けた容器であることを確認する。

また，貯蔵開始以降の搬出に備え，同条に基づく承認が維持されていることを確認する。なお，搬出元である原子炉設置者と搬出の際に必要な措置について取り決めを行い，貯蔵中，容器の承認が適切に維持されることを保安規定に定め運用する。

（添付書類３　使用済燃料貯蔵施設の技術基準への適合性に関する説明書）

添付２　使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書（案）（抜粋）

目次

1.　概要　前回申請に同じ ・・・

変更前（前回申請書）	変更後（今回申請書）	変更理由
5.　閉じ込め機能の異常を考慮した設計の方針 蓋間の圧力に異常が生じた場合でも，あらかじめ金属キャスク内部を負圧に維持するとともに，蓋間の圧力を正圧としているため，内部の気体が外部に流出することはない。 蓋間圧力の監視により蓋間の圧力が急激に低下し，閉じ込め機能に異常が認められた場合，以下のとおり対応する。 (1)　圧力監視系の点検を行い，圧力監視系からの漏えいが認められた場合には，漏えい箇所の特定を行い，当該箇所を修復の上貯蔵を継続する。 (2)　圧力監視系に漏えいがなく，金属ガスケットの漏えいと考えられる場合には，二次蓋金属ガスケットの漏えい試験を行う。漏えい試験の結果，二次蓋に漏えいが認められた場合には，金属キャスク内部が負圧に維持されていることを間接的に確認し，さらに，蓋間圧力の低下の状況及び測定した二次蓋漏えい率より一次蓋の健全性を確認の上，二次蓋の金属ガスケットを交換し，閉じ込め機能を修復して貯蔵を継続する。 (3)　二次蓋金属ガスケットの漏えい試験の結果，二次蓋に漏えいが認められず，一次蓋の閉じ込め機能が異常であると考えられる場合には，金属キャスクに三次蓋を追加装着し，搬出のために必要な記録とともに，契約先に引き渡す。なお，搬出までの間は金属キャスクを適切に保管する。 閉じ込め機能の異常時の対応手順の方針を図 5－1 に示す。 5	5.　閉じ込め機能の異常を考慮した設計の方針 蓋間の圧力に異常が生じた場合でも，あらかじめ金属キャスク内部を負圧に維持するとともに，蓋間の圧力を正圧としているため，内部の気体が外部に流出することはない。 蓋間圧力の監視により蓋間の圧力が急激に低下し，閉じ込め機能に異常が認められた場合，以下のとおり対応する。 (1)　圧力監視系の点検を行い，圧力監視系からの漏えいが認められた場合には，漏えい箇所の特定を行い，当該箇所を修復の上貯蔵を継続する。 (2)　圧力監視系に漏えいがなく，金属ガスケットの漏えいと考えられる場合には，二次蓋金属ガスケットの漏えい試験を行う。漏えい試験の結果，二次蓋に漏えいが認められた場合には，金属キャスク内部が負圧に維持されていることを間接的に確認し，さらに，蓋間圧力の低下の状況及び測定した二次蓋漏えい率より一次蓋の健全性を確認の上，二次蓋の金属ガスケットを交換し，閉じ込め機能を修復して貯蔵を継続する。 (3)　二次蓋金属ガスケットの漏えい試験の結果，二次蓋に漏えいが認められず，一次蓋の閉じ込め機能が異常であると考えられる場合には，契約先である原子炉設置者による搬出に向け，金属キャスクに三次蓋を追加装着した状態で適切に保管する。 閉じ込め機能の異常時の対応手順の方針を図 5－1 に示す。 5	ＲＦＳの対応範囲を明確化

変更前（前回申請書）	変更後（今回申請書）	変更理由
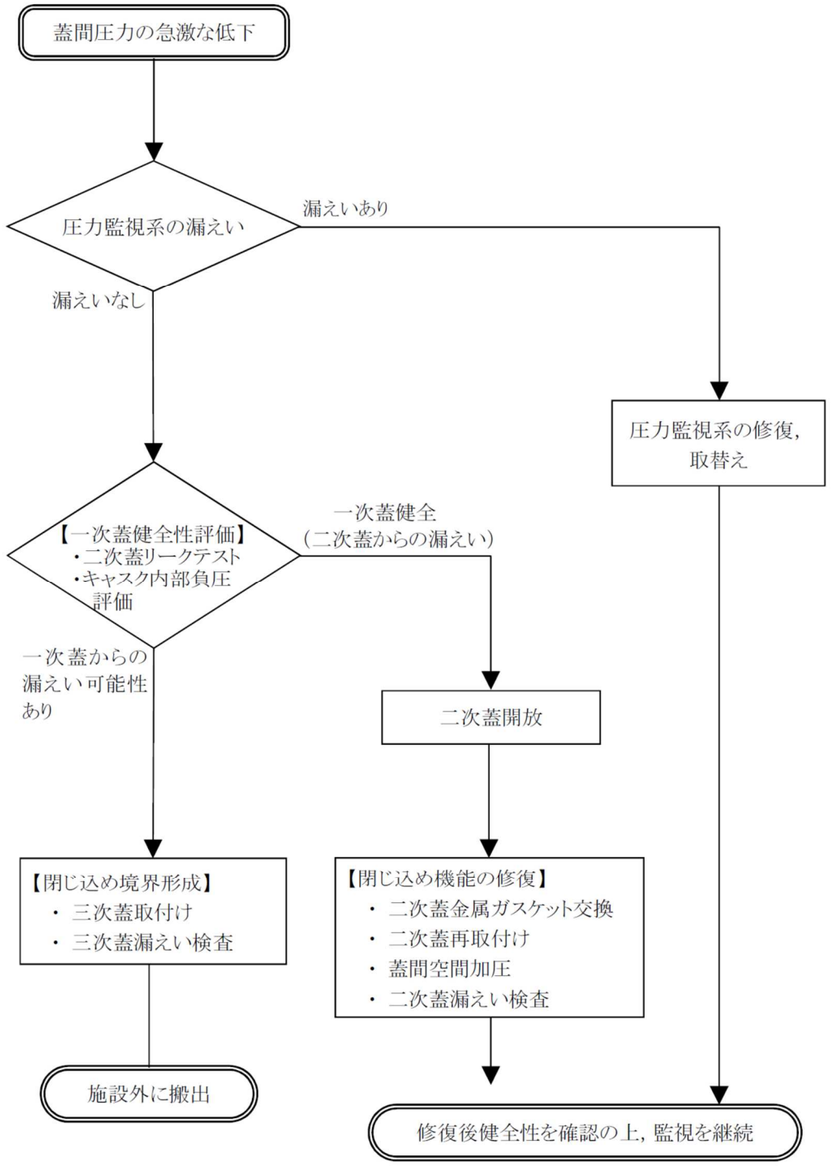 図５－１　閉じ込め機能異常時の対応手順の方針	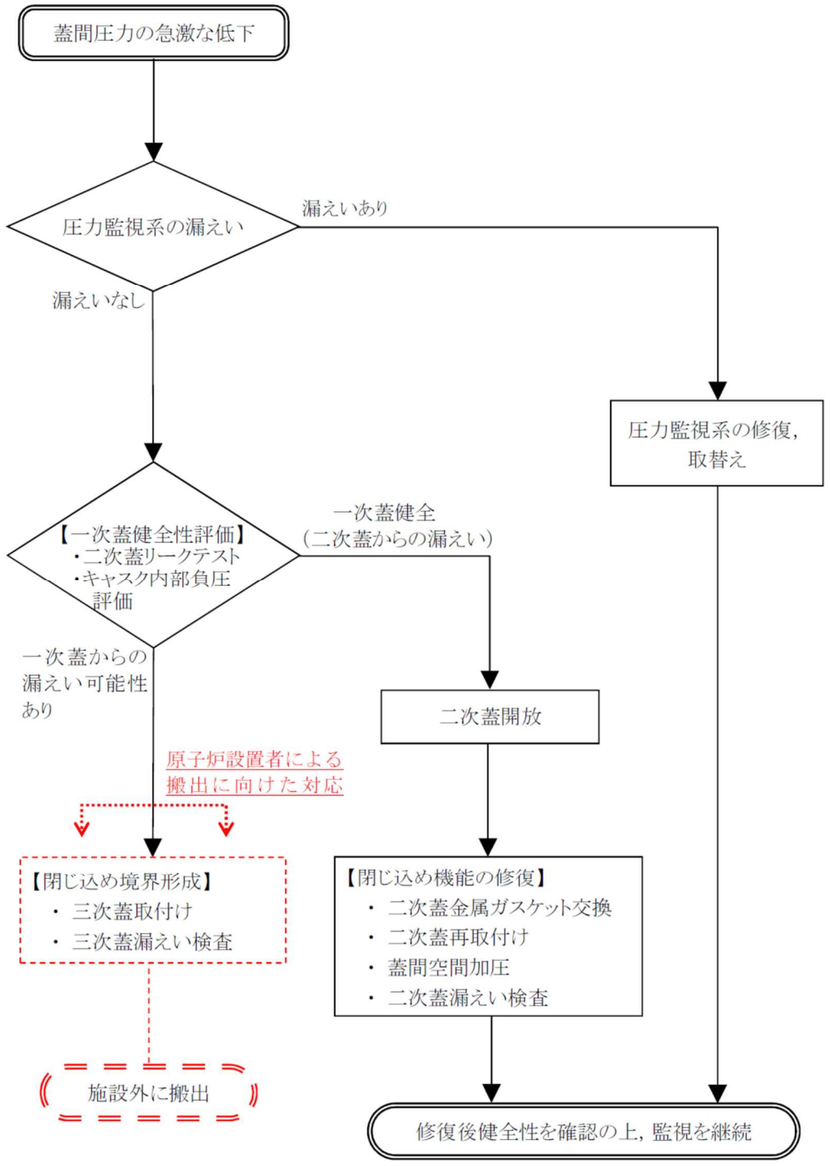 図５－１　閉じ込め機能異常時の対応手順の方針	ＲＦＳの対応範囲を明確化